

# 第113期定時株主総会 招集ご通知



日 時 平成28年6月28日（火曜日）  
午前10時

場 所 秋田市山王三丁目2番1号  
当行本店10階大会議室

株式会社 秋田銀行

## 目次

第113期定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	3
計算書類……………	34
連結計算書類……………	37
監査報告書……………	39
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	42
第2号議案 取締役11名選任の件……………	43
第3号議案 監査役4名選任の件……………	49
インターネット等による議決権行使のご案内…	52
株主総会会場ご案内略図	

株 主 各 位

秋田市山王三丁目2番1号

株式会社 **秋田銀行**

取締役頭取 湊 屋 隆 夫

## 第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第113期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 平成28年6月28日（火曜日） 午前10時

2 場 所 秋田市山王三丁目2番1号  
当行本店10階大会議室（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

### 3 株主総会の目的事項

報告事項 1 第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

2 第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 監査役4名選任の件

## 4 議決権行使について

### (1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### (2) インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

### (3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

(以上)

---

#### お問い合わせ

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。(なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限るとさせていただきます。)

#### お知らせ

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、株主資本等変動計算書、個別注記表、連結株主資本等変動計算書および連結注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当行ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。

当行ホームページ ([http://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki\\_soukai.htm](http://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki_soukai.htm))

## 添付書類

### 第113期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 事業報告

#### 1 当行の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及び成果等

##### a 当行の主要な事業内容、金融経済環境並びに事業の経過及び成果

###### (a) 当行の主要な事業内容

本店営業部のほか支店95か店、出張所1か店、計97か店において、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

###### (b) 金融経済環境

###### ○国内経済環境

当期の前半は、堅調な企業業績を背景に雇用環境は良好に推移し、個人消費には底堅さがみられました。住宅投資も持ち直しの動きが続き、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、中国をはじめとする新興国経済の減速により輸出や生産は弱含みであり、所得環境も賃金の伸びは限定的でした。年明け以降の円高・株安への反転が契機となって、設備投資や消費マインドは悪化し、急激に景気の先行き不透明感が強まりました。

###### ○県内経済環境

県内経済は、個人消費が底堅く推移したものの、企業の生産活動には弱さがみられ、景気は足踏み状態が続きました。産業別の動向では、主力の電子部品・デバイスは、新興国向けスマートフォン関連需要の鈍化により弱含みとなったほか、機械金属、木材関連も弱い動きが続きました。需要面では、公共工事が減少傾向で推移したほか、住宅着工も低調な動きとなりました。商況については、自動車販売が軽自動車を中心に落ち込んだものの、大型小売店販売は堅調に推移し、総じて底堅い動きとなりました。

## ○金融環境

金融面では、長期金利の指標である新発10年物国債利回りが、年度前半は概ね0.5%で推移していたものの、平成28年1月の日本銀行による「マイナス金利政策」導入後は、△0.1%の水準まで低下しました。日経平均株価は、年度前半は20,000円を回復する場面も見られましたが、年度末にかけて世界経済の先行き懸念が台頭し17,000円近傍での推移となりました。為替相場においても、米国の金融緩和策縮小が意識されて一時1ドル=125円台まで円が下落する場面もありましたが、年度末にかけては安全資産として円が買われ、1ドル=112円近辺まで上昇しました。

## (c) 事業の経過および成果

以上のような経営環境のもと、当行は平成25年度からスタートした中期経営計画「あきぎんくしんか<sup>3</sup>（キューブ）>プロジェクト」の最終年度として、次のような各種施策に取り組んでまいりました。

### ○地域産業育成支援

アグリビジネス分野におきましては、「アグリビジネス推進室」を地域サポート部内に設置し県内農業の発展に積極的に取り組むとともに、「アグリビジネス研究会」を運営し、会員企業の経営支援を行っております。また、平成28年2月には秋田県内初の事例として、東北6次化産業サポートファンドによる県内企業への投資を実施いたしました。

再生可能エネルギー分野におきましては、秋田県内における送電網の整備・貸与を主たる事業として設立された秋田送電株式会社に出資しているほか、秋田県内事業者に対する案件組成支援、融資支援等に取り組んでおります。

成長産業として注目されている航空機産業におきましては、平成27年11月に秋田県および潟上市との共催により「航空機産業セミナー」を開催するなど、金融機関と県、市町村が一体となって航空機産業参入に向けて取り組んでおります。

医療・福祉関連分野におきましては、複数の医療コンサルタントと業務提携し、各種サポート体制を充実させており、その一環として、地元医療・介護事業者の皆さまを対象として「〈あきぎん〉医療・介護経営セミナー」を平成25年度から毎年開催しております。

当行の子会社として、地域活性化支援や経営コンサルティングを主な業務内容とする「株式会社あきぎんリサーチ&コンサルティング」を平成27年6月に設立しております。当行各部署と連携のうえ、県内自治体の地方版総合戦略策定支援のほか、業務提携アドバイザーによる「製造業に対する工程や生産効率の改善支援」、「創業・ベンチャー支援」、「海外取引支援」、「事業承継・M&A支援」等において専門性の高いコンサルティングサービスを提供しております。

#### ○海外進出支援

台湾および中国・東南アジア市場への展開を目指す県内企業の皆さまを対象として平成27年11月に「台湾企業との個別商談会&交流会 in 秋田」を開催いたしました。また、海外進出コンサルティングサービスを提供する株式会社フォーバルと提携し、東南アジア地域への進出を検討されている県内企業の皆さまに対し、進出前の検討段階から進出後の運営に至るまで、一貫したサービスを提供しております。

#### ○商品・サービス

地域活性化を目的とした購入型クラウドファンディングサービス「FAN AKITA（ファンあきた）」を平成27年8月に開設いたしました。地元新聞社、地方銀行およびクラウドファンディング事業会社の3社連携による本サービスは、国内初の取組みであります。

お客様の利便性向上および急速に進展するスマートフォンなどのWEB環境へ対応することを目的に、非対面チャネルにおけるサービス・機能の充実をはかっております。「<あきぎん>スマートネクスト」のご契約までの手続きをWEBのみで完結可能としたほか、県内金融機関では初となるスマートフォン専用「口座開設アプリ」の取扱いを平成28年1月に開始いたしました。

#### ○人材活用・組織

平成27年6月に「法人企画室」を営業統括部内に新設し、融資商品の開発や法人向けソリューションサービスの導入等を行っております。

人材活用におきましては、女性の活躍推進に関する5か年計画として平成27年4月に「<あきぎん>女性“活き生き”応援プログラム」を策定し、「管理職登用につながるキャリアアップ支援」や「女性の継続就労支援」、「意識・風土の変革」に取り組んでおります。

## ○社会貢献活動・CSR活動

平成27年2月に「あきぎんエイジフレンドリーバンク宣言 -長活きする秋田へ-」を制定し、年齢を重ねても生き生きと元気に活躍する「長活(ながいき)」をコンセプトに様々な施策に取り組んでおります。高齢者の皆さまがお互いに「学びあう」コミュニケーションの場の提供を目的として、平成28年4月に「あきぎん長活き学校」を開校させたほか、当行行員が高齢者や障がいのあるお客さまをサポートする「ユニバーサルマナー資格」の取得や、認知症の方に対する適切な対応を習得する「認知症サポーター」の資格取得、電子記帳台の導入や卓上型対話支援システム「コミュニケーション」の設置等を進めております。

また、本県の人口減少や少子高齢化の諸問題を解決することを目的に「秋田プラチナタウン研究会」を運営しております。当研究会では、地域資源を活用したヘルスケア産業の創出、アクティブエイジングに向けたまちづくりの展開、民間主導による地域包括ケアシステムの確立を柱とした秋田プラチナタウン構想を策定してまいります。

このほか、地域の文化活動の振興へ貢献することを目的として、秋田市大森山動物園のネーミングライツ（命名権）を取得しており、平成28年3月に「大森山動物園～あきぎんオモリンの森～」が誕生しております。

## ○店舗

店舗関連では、平成27年8月に外観を「花火の街・大曲」にマッチするデザインとした大曲駅前支店を新築移転いたしました。

平成27年10月には、仙台市内に3か店目となる「仙台泉中央支店」を開設いたしました。新店舗は、個人のお客さまを対象とした店舗として、より便利にご利用いただけますよう、平日は10時から18時まで、土曜・日曜日も10時から17時まで営業いたしております。

(d) 主要勘定の状況

○**総預金**

個人および法人からの預金が増加したことにより、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比100億円増加し、2兆5,707億円となりました。

期中平均残高は、前期比481億円増加し、2兆5,535億円（譲渡性預金を含む。）となりました。

○**預り資産**

預り資産の残高は、生命保険契約残高が増加したことにより、前期末比71億円増加し、2,368億円となりました。

○**貸出金**

事業先、個人および地方公共団体向け貸出金が増加したことにより、貸出金の期末残高は前期末比540億円増加し、1兆6,032億円となりました。

期中平均残高は、前期比475億円増加し、1兆5,422億円となりました。

○**有価証券**

期末残高は、前期末比116億円増加し、1兆392億円となりました。

期中平均残高は、前期比60億円増加し、1兆35億円となりました。

○**損益**

経常収益は、国債等債券売却益の増加により、前期比83億2,800万円増加し、510億7,900万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損の増加により、100億6,200万円増加し、417億9,900万円となりました。

この結果、経常利益は17億3,300万円減益の92億8,000万円となりました。当期純利益は2億9,000万円減益の64億1,600万円となりました。

○**資本政策**

資本政策におきましては、株主の皆さまへの利益還元をはかるため、平成27年8月から10月にかけて、287万6,000株（取得価額942百万円）の自己株式を取得し、12月には300万株の消却を実施いたしました。



## b 対処すべき課題

当行を取り巻く環境は、少子高齢化の進展やマイナス金利政策の導入などにより、さらに厳しさを増すものと予想されることから、これまで以上に地域を支える企業や産業を支援することにより、地域経済の活性化や強固な経営基盤の構築に取り組まなければならないと認識しております。

そのため、当行は10年後の目指す姿を「地域経済の質を高めるとともに、住みよい地域社会を創造し、成長し続ける銀行」として、中期経営計画「〈あきぎん〉みらいプロジェクト」を策定し、以下の3つの基本戦略を掲げました。

### (a) 地域活性化戦略

地域企業のライフステージに応じたソリューションの提供、成長分野や地域産業全体の競争力強化に向けた取組みにより、地域経済の活性化を実現してまいります。また、地域高齢化への対応として、「あきぎんエイジフレンドリーバンク宣言 ー長生きする秋田へー」にもとづく事業の展開により、地域の活力を創造してまいります。

### (b) 営業基盤拡大戦略

お客さまの多様なニーズに対応し付加価値の高い金融サービスを提供することにより、中小企業向け貸出、個人ローンの増加に取り組めます。

営業店・本部業務の改革を進め、事務部門から営業部門へ人員をシフトし、法人およびリテール業務を強化いたします。

### (c) 人材・組織強化戦略

地域活性化および営業基盤拡大に向けて、お客さまや地域の多様なニーズに応えうる専門性の高い人材を育成し、各担当者のコンサルティング能力や目利き力を発揮できる態勢を構築いたします。

当行は、これらの基本戦略を実行し、着実に成果につなげてまいります。今後とも地域社会・経済の発展に貢献し、経営理念である「地域共栄」の実現に向けて、役職員一同全力を尽くしてまいりますので、皆さまの一層のご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	22,734	23,634	24,397	24,255
定期性預金	10,526	10,793	11,305	10,843
その他	12,207	12,841	13,091	13,411
貸 出 金	14,376	14,963	15,492	16,032
個人向け	3,344	3,442	3,510	3,580
中小企業向け	4,641	4,656	4,811	4,911
その他	6,390	6,864	7,170	7,540
商品有価証券	0	0	0	3
有 価 証 券	8,733	10,010	10,276	10,392
国 債	3,302	4,032	3,881	3,566
その他	5,430	5,977	6,395	6,825
総 資 産	25,940	27,645	28,738	29,857
内 国 為 替 取 扱 高	122,276	124,160	131,265	129,550
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,552	百万ドル 1,314	百万ドル 1,122	百万ドル 953
経 常 利 益	百万円 6,118	百万円 8,865	百万円 11,013	百万円 9,280
当 期 純 利 益	百万円 3,429	百万円 6,186	百万円 6,706	百万円 6,416
1株当たり当期純利益	円 銭 18.14	円 銭 32.91	円 銭 36.14	円 銭 34.94

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。

3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,398人	1,409人
平 均 年 齢	38年 8月	38年 7月
平 均 勤 続 年 数	16年 3月	16年 2月
平 均 給 与 月 額	389千円	380千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く平成28年3月中（前年度は平成27年3月中）の平均給与月額であります。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数の推移

			当 年 度 末		前 年 度 末	
秋	田	県	81店	うち出張所 (1)	82店	うち出張所 (1)
北	海	道	2	(一)	2	(一)
青	森	県	3	(一)	3	(一)
岩	手	県	1	(一)	1	(一)
宮	城	県	3	(一)	2	(一)
福	島	県	5	(一)	5	(一)
新	潟	県	1	(一)	1	(一)
東	京	都	1	(一)	1	(一)
合 計			97	(1)	97	(1)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を174か所（前年度末176か所）設置しております。  
また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を77か所および株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を175か所それぞれ設置しております。

##### ロ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
仙台泉中央支店	宮城県仙台市泉区泉中央一丁目23番地の5

(注) 上記のほか、大住支店（秋田市）を牛島支店（秋田市）に統合いたしました。  
なお、店舗外現金自動設備については、牛島支店大住出張所の1か所を新設するとともに、大久保支店潟上市昭和庁舎出張所、大曲支店セイコーインスツル出張所、大町支店大町五丁目出張所の3か所を廃止いたしました。

##### ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,358
---------------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店 舗 の 新 築 ・ 改 修、 設 備 更 新	429
ソ フ ト ウ ェ ア の 導 入 ・ 更 新	264
事 務 機 器 等 の 新 設 ・ 更 新	551
現 金 自 動 受 払 機 の 更 新	105

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社あきぎんりサーチ&コンサルティング	秋田市山王三丁目2番1号	コンサルティング業務	平成27年6月26日	75百万円	100.00%	
(株)秋田保証サービス	秋田市旭北錦町1番42号	保証業務	昭和54年10月3日	420	98.04	
(株)秋田グランドリース	秋田市大町二丁目4番44号	リース業務	昭和50年5月29日	50	5.00	
(株)秋田ジェシーピーカード	秋田市大町二丁目4番44号	カード業務	昭和61年4月2日	50	5.00	
(株)秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号	カード業務	平成2年8月8日	50	5.00	

- (注) 1. (株)あきぎんりサーチ&コンサルティングは、平成27年6月26日に設立しており、当事業年度より子会社としております。
2. (株)秋銀ビジネスサービスは、平成27年3月31日をもって解散し、平成27年7月28日に清算終了しております。
3. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### 重要な業務提携の概況

- 1 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- 2 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- 3 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

- 4 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
- 5 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
- 6 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 7 株式会社りそな銀行、株式会社サークルKサンクスおよび株式会社ゼロネットワークスとの提携（バンクタイムATM）により、秋田県内のコンビニエンスストア等の店舗内に設置した、現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(8) その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
湊 屋 隆 夫	取締役頭取 (代表取締役)		
新 谷 明 弘	専務取締役 (代表取締役)	秘書室、経営企画部、コンプライアンス統括部および監査部担当	
東海林 利 夫	専務取締役	経営管理部、証券国際部、市場運用部および東京事務所担当	
佐々木 利 幸	常務取締役	事務本部長 事務本部および審査部担当	
高 田 眞 千	常務取締役	営業本部長 営業本部担当	
小 野 秀 人	取締役	執行役員経営管理部長	
工 藤 孝 徳	取締役	執行役員審査部長兼企業経営支援室長	
木 村 仁	取締役	執行役員営業副本部長	
渡 邊 靖 彦	取締役 (社外)		秋田中央交通株式会社 代表取締役社長 秋田中央トランスポート株式会社代表取締役会長 秋田商工会議所名誉会頭
豊 口 祐 一	取締役 (社外)		豊口法律事務所所長
諸 橋 正 弘	取締役 (社外)		
佐 藤 隆 夫	常勤監査役		
大 淵 宏 見	常勤監査役		
西 村 紀一郎	監査役 (社外)		株式会社山二 代表取締役社長 山二施設工業株式会社 代表取締役 山二建設資材株式会社 代表取締役
北 嶋 正	監査役 (社外)		株式会社イヤタカ 代表取締役社長 株式会社プロデュース・プロ 代表取締役会長



- (注) 1. 取締役渡邊靖彦氏、豊口祐一氏および諸橋正弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役西村紀一郎および北嶋正の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役豊口祐一および諸橋正弘の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

当行の役員報酬は、株主総会決議により定められた報酬等の限度額の範囲内で、役名・在任期間をもとに、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役の協議により決定しております。

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	13名	157 (33)
監査役	4名	38
計	17名	195 (33)

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の金額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額20百万円および株式報酬型ストック・オプション報酬額13百万円を含めており、それらを( )内書きしております。また、上記取締役および監査役の支給人数および報酬等の金額には、平成27年6月26日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分を含めております。
2. 平成18年6月29日開催の第103期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額(使用人としての報酬を除く。)は、取締役が年額173百万円、監査役が年額50百万円であります。また、上記取締役の報酬等の限度額とは別に、平成21年6月26日開催の第106期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストック・オプションとしての取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬等の限度額は、年額30百万円であります。
3. 上記のほか、使用人を兼ねている取締役に対して使用人としての報酬35百万円を支給しております。
4. 平成27年6月26日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、役員退職慰労金15百万円を支給しております。

### (3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である渡邊靖彦氏、豊口祐一氏および諸橋正弘氏、ならびに社外監査役である西村紀一郎および北嶋正の両氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
渡 邊 靖 彦	秋田中央交通株式会社代表取締役社長 秋田中央トランスポート株式会社代表取締役会長 秋田商工会議所名誉会頭
豊 口 祐 一	豊口法律事務所所長
諸 橋 正 弘	該当ありません。
西 村 紀 一 郎	株式会社山二代表取締役社長 山二施設工業株式会社代表取締役 山二建設資材株式会社代表取締役
北 嶋 正	株式会社イヤタカ代表取締役社長 株式会社プロデュース・プロ代表取締役会長

- (注) 1. 「兼職その他の状況」には、重要なものを記載しております。  
2. 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役 渡邊 靖彦	14年9か月	当期開催の取締役会 14回中12回出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。
取締役 豊口 祐一	1年9か月	当期開催の取締役会 14回全てに出席	弁護士としての立場から発言を行っております。
取締役 諸橋 正弘	9か月	就任後開催の取締役会 11回全てに出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っております。
監査役 西村紀一郎	3年9か月	当期開催の取締役会 14回中12回出席、監査役会 19回中17回出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。
監査役 北嶋 正	1年9か月	当期開催の取締役会 14回全てに出席、監査役会 19回全てに出席	会社経営者としての立場から発言を行っております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	13 (1)	—

(注) 上記の報酬等の金額には、当事業年度の社外取締役に対する役員賞与引当金繰入額1百万円を含めており、それを( )内書きしております。

## (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	687,455千株
	発行済株式の総数	183,936千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 9,837名

#### (3) 大 株 主

当該事業年度の末日において、当行の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の持株状況は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	8,046千株	4.40%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,644	3.64
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	6,492	3.55
日本生命保険相互会社	6,251	3.42
秋田銀行職員持株会	5,668	3.10
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人シティバンク銀行株式会社）	4,443	2.43
住友生命保険相互会社	3,447	1.88
東京海上日動火災保険株式会社	3,321	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,973	1.62
清水建設株式会社	2,621	1.43

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（1,438,765株）を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) その他株式に関する重要な事項

##### (自己株式の取得状況)

平成27年8月24日開催の取締役会において決議した自己株式の取得について、同決議に基づき取得した自己株式の当期の取得状況は以下のとおりであります。

- a 取得した株式の総数  
2,876,000株
- b 株式の取得価額の総額  
942,690,000円

##### (参考)

上記取締役会での決議内容

取得する株式の種類

当行普通株式

取得する株式の総数

3,000,000株（上限）

株式の取得価額の総額

1,140,000,000円（上限）

取得する期間

平成27年8月25日から平成27年10月16日

##### (従業員持株会信託型E S O P)

当行は、平成23年3月22日開催の取締役会決議に基づき、当行従業員持株会を活用し、福利厚生 の 拡 充 を 目 的 と し た イ ン セ ン テ ィ ブ ・ プ ラ ン と し て 「 従 業 員 持 株 会 信 託 型 E S O P 」 を 導 入 し て お り ま し た が 、 信 託 が 保 有 す る 自 社 の 株 式 を す べ て 売 却 し 、 平 成 2 7 年 1 0 月 を も っ て 終 了 い た し ま し た 。

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 名称 株式会社秋田銀行第1回新株予約権</li> <li>② 新株予約権の割当日 平成21年7月31日</li> <li>③ 新株予約権の数 127個</li> <li>④ 目的となる株式の種類および数 普通株式12,700株</li> <li>⑤ 新株予約権の行使期間 平成21年8月1日から平成51年7月31日まで</li> <li>⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円</li> <li>⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</li> </ul>	3名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 名称 株式会社秋田銀行第2回新株予約権</li> <li>② 新株予約権の割当日 平成22年7月30日</li> <li>③ 新株予約権の数 165個</li> <li>④ 目的となる株式の種類および数 普通株式16,500株</li> <li>⑤ 新株予約権の行使期間 平成22年7月31日から平成52年7月30日まで</li> <li>⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円</li> <li>⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</li> </ul>	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 名称 株式会社秋田銀行第3回新株予約権</li> <li>② 新株予約権の割当日 平成23年7月29日</li> <li>③ 新株予約権の数 260個</li> <li>④ 目的となる株式の種類および数 普通株式26,000株</li> <li>⑤ 新株予約権の行使期間 平成23年7月30日から平成53年7月29日まで</li> <li>⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円</li> <li>⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</li> </ul>	3名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 名称 株式会社秋田銀行第4回新株予約権</li> <li>② 新株予約権の割当日 平成24年7月31日</li> <li>③ 新株予約権の数 268個</li> <li>④ 目的となる株式の種類および数 普通株式26,800株</li> <li>⑤ 新株予約権の行使期間 平成24年8月1日から平成54年7月31日まで</li> <li>⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円</li> <li>⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</li> </ul>	3名



	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 名称 株式会社秋田銀行第5回新株予約権</li> <li>② 新株予約権の割当日 平成25年7月31日</li> <li>③ 新株予約権の数 483個</li> <li>④ 目的となる株式の種類および数 普通株式48,300株</li> <li>⑤ 新株予約権の行使期間 平成25年8月1日から平成55年7月31日まで</li> <li>⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円</li> <li>⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</li> </ul>	6名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 名称 株式会社秋田銀行第6回新株予約権</li> <li>② 新株予約権の割当日 平成26年7月31日</li> <li>③ 新株予約権の数 425個</li> <li>④ 目的となる株式の種類および数 普通株式42,500株</li> <li>⑤ 新株予約権の行使期間 平成26年8月1日から平成56年7月31日まで</li> <li>⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円</li> <li>⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</li> </ul>	

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称 株式会社秋田銀行第7回新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成27年7月31日 ③ 新株予約権の数 372個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式37,200株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成27年8月1日から平成57年7月31日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	8名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

**(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等**

該当事項はありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 根津 昌史 指定有限責任社員 高橋 和典 指定有限責任社員 黒木 賢治	56	(注) 1および2

- (注) 1. 監査役会は、取締役、行内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項  
当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。なお、同監査法人は平成28年1月29日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、ガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の改革および監査現場の改革等の施策を実施しております。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
4. 会計監査人に対し、当行、当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は56百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### **(3) 会計監査人に関するその他の事項**

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により当該監査法人を解任いたします。

また監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、監査役会の決議により、当該監査法人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## **7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、特に定めておりません。

## 8 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「当行の業務の適正を確保するための体制」（以下、「内部統制システム」という。）の整備について、以下のとおり定めております。

### (1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役および取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、銀行の公共的使命と社会的責任等を基本とした企業倫理を構築し、その徹底をはかる。
- b 取締役会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程を制定するとともに、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。
- c コンプライアンスに関する統括部門として、コンプライアンス統括部を設置し、各部室店には、コンプライアンス責任者・推進者をそれぞれ配置する。また、コンプライアンスに関する重要事項を協議するため、コンプライアンス委員会を設置する。
- d コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3か月に1回以上、取締役会、監査役に対して報告する。また、監査部はコンプライアンス統括部と連携のうえ、コンプライアンス態勢について監査を行い、監査部を担当する取締役は、その結果を取締役会へ報告する。
- e 当行の役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス統括部へ報告する。この体制には、コンプライアンス相談窓口のほか、役職員が法令違反の疑義ある行為等を直接通報できる「あきぎんヘルプライン」も含む。
- f 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力との取引を遮断するとともに、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

### (2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および常務会等の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書保存規程に基づき保存、管理する。

### **(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- a 当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき把握、管理する。
- b リスク管理に関する統括部門として、経営企画部内にリスク統括室を設置する。
- c 各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。さらに、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況については、取締役会へ報告する。

### **(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- a 当行の長期的安定成長をはかるため、原則として3か年ごとに向こう3営業年度を対象期間とした中期経営計画および初年度の短期経営計画を策定する。なお、短期経営計画は情勢の変化を勘案し、毎年度見直しを行う。
- b 経営計画は取締役会において決定し、決定された経営計画は行内に周知する。
- c 経営計画の進捗状況については、3か月に1回取締役会に対して報告する。取締役会は、計画および予算の実績報告にもとづいて経営計画実施状況を検討し、必要ある場合はその対応を協議して適切な対策を講ずる。
- d 各部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務執行体制を構築する。なお、効率的な業務体制構築にあたっては、職制および分掌規程にもとづき職務の分担を定める。

### **(5) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- a 当行およびグループ各社における内部統制システムの構築を目指し、経営企画部をその担当部署とする。実際の運営にあたっては、関連会社管理規程に基づき、管理する。
- b 当行の経営企画部を担当する取締役は、グループ会社の営業活動および経営状況について、3か月に1回取締役会に対して報告するとともに、一定の要件に該当する事項については取締役会の承認を受けるものとする。
- c 当行は、関連会社管理規程において、グループ各社の年度業務計画、業務実績、財務状況について、当行の経営企画部への定期的な報告を義務づける。また、当行は、当行の経営企画部担当取締役およびグループ各社の代表取締役が出席する関連会社定例会議を定期的開催し、当該会議において、グループ各社の業務実績その他の重要な事象について報告を受ける。

- d 当行のグループ各社の業務に係るリスクについては、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき、当行の経営企画部リスク統括室および関連部署が把握、管理する。また、当行の経営企画部リスク統括室は、グループ全体のリスク管理を統括部署として、必要に応じて、グループ各社に対する指導・助言を行い、適切なリスク管理態勢を整備・確立する。
- e 当行は、グループ各社の自主性を尊重しつつ、合理的な範囲において当行における規定および体制をグループ各社に準拠させることなどにより、グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- f 当行は、グループ各社に対し、法令遵守については当行に準じた運営を行うよう管理・指導し、コンプライアンス・マニュアルの整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・実施を促す。また、当行のコンプライアンス統括部は、グループ各社におけるコンプライアンス・プログラムの実施状況をモニタリングするとともに、グループ各社のコンプライアンス担当取締役に対して法令遵守に関する指導を行う。
- g 当行の監査部は、グループ各社に対してコンプライアンス監査を含む内部監査を実施し、監査結果を監査部担当の取締役および監査役に報告する。また監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会に対して報告する。
- h 当行のコンプライアンス統括部および経営管理部に「あきぎんヘルプライン」窓口を設置し、グループ各社職員による法令違反の疑義ある行為等の通報を可能とし、通報を受けた窓口はただちに通報事項を所管する取締役に対して報告を行う。
- i 前項の通報を行ったことを理由として、通報者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行およびグループ各社において周知徹底する。
- j 当行およびグループ各社は、財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

- (6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の意向を尊重し当行の職員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
  - b 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指示、命令する権限は監査役に委譲されたものとし、取締役の指示、命令は受けないものとする。
- (7) 当行の取締役および使用人または子会社の取締役等および使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当行および当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプライアンス相談窓口」または「あきぎんヘルプライン」による通報状況およびその内容をすみやかに報告する。
  - b 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行およびグループ子会社において周知徹底する。
- (8) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
- a 当行は、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、監査の実効を担保すべく予算を措置する。
  - b 緊急または臨時に支出した費用その他当該予算に含まれない費用については、監査役は事後的に当行に請求することができることとし、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要であると認める場合には、当行はこれを速やかに支払う。
- (9) その他当行の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役は、代表取締役と会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査についての意見交換を行う。
  - b 監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役、執行役員および監査部等の職員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。
  - c 監査役は、重要な意思決定や取締役の職務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとする重要な会議に出席する。



## 9 内部統制システムの運用状況の概要

当行および子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムの当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会において決定したコンプライアンス・プログラムに基づき、情報事故防止態勢の強化等の重点的プログラムをはじめとする、コンプライアンスの充実・強化に向けた施策に取り組みました。また、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やコンプライアンス・モニタリングの結果等をコンプライアンス関連報告として四半期ごとに取締役会へ報告しました。

### (2) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

年度ごとに策定するリスク管理計画のもと、リスクの状況（リスク量のモニタリング結果等）を四半期ごとに取締役会に報告しました。また、ALM委員会をはじめとする各種委員会を開催し、その結果を定期的に取締役会に報告しました。

### (3) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会より委任を受けた事項を協議・決定する機関である「常務会」を76回開催し、権限委譲された事項を決定しました。また、効率的な業務態勢を構築し、経営計画で掲げた方針を実現するため、「営業統括部」への予算業務の集約等を含む本部組織の改正を実施しました。

### (4) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社管理規程に基づき、関連会社定例会議を毎年1月と7月に開催するなど、グループ各社の状況を把握、管理しております。また、グループ各社の業況は、四半期ごとに取締役会に報告しました。

**(5) 当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

常勤監査役が常務会に出席し、非常勤を含むすべての監査役が取締役会に出席したほか、「監査役と代表取締役との意見交換」を年2回実施しました。また、監査役は随時、役職員に必要な情報を求めることが可能であり、役職員は監査役からの依頼に対して適切に対応しております。

**10 特定完全子会社に関する事項**

該当事項はありません。

**11 親会社等との間の取引に関する事項**

該当事項はありません。

**12 会計参与に関する事項**

該当事項はありません。

**13 その他**

該当事項はありません。

第113期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現預金	299,655	預金	2,425,513
現金	31,283	当座預金	115,695
預金	268,371	普通預金	1,137,182
現金	5,488	定期預金	39,330
預金	6,868	積立預金	10,502
現金	369	債権預金	1,084,302
預金	369	債権預金	14
現金	987	債権預金	38,484
預金	1,039,237	債権預金	145,278
現金	356,651	債権預金	14,873
預金	47,942	債権預金	142,430
現金	337,971	債権預金	45,200
預金	54,065	債権預金	45,200
現金	242,607	債権預金	39
預金	1,603,275	債権預金	26
現金	5,547	債権預金	12
預金	51,459	債権預金	11,435
現金	1,385,174	債権預金	114
預金	161,094	債権預金	592
現金	1,803	債権預金	2,154
預金	1,803	債権預金	698
現金	0	債権預金	0
預金	8,777	債権預金	43
現金	2	債権預金	463
預金	2,416	債権預金	122
現金	294	債権預金	7,244
預金	509	債権預金	20
現金	5,553	債権預金	6,986
預金	20,577	債権預金	573
現金	7,936	債権預金	599
預金	10,867	債権預金	12,713
現金	44	債権預金	1,661
預金	14	債権預金	7,241
現金	1,714	債権預金	2,814,564
預金	1,505	債権預金	
現金	1,254	債権預金	
預金	71	債権預金	
現金	180	債権預金	
預金	5,596	債権預金	
現金	7,241	債権預金	
預金	△15,657	債権預金	
現金	△0	債権預金	
資産の部合計	2,985,725	負債及び純資産の部合計	2,985,725

第113期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経常収入	益	31,538	51,079
貸有預金	利息	19,024	
貸有預金の買戻金	配当	11,814	
出証	当利	524	
証券	利息	0	
先金	利息	121	
受取	利息	11	
受取	利息	41	
受取	利息	5,996	
受取	利息	1,778	
受取	利息	4,217	
受取	利息	11,877	
受取	利息	383	
受取	利息	0	
受取	利息	11,493	
受取	利息	0	
受取	利息	1,667	
受取	利息	121	
受取	利息	0	
受取	利息	979	
受取	利息	0	
受取	利息	565	
経常費用	費用	3,106	41,799
預金	利息	1,401	
預金	利息	114	
預金	利息	134	
預金	利息	187	
預金	利息	37	
預金	利息	877	
預金	利息	352	
預金	利息	2,762	
預金	利息	284	
預金	利息	2,478	
預金	利息	11,249	
預金	利息	10,534	
預金	利息	644	
預金	利息	69	
預金	利息	0	
預金	利息	23,361	
預金	利息	1,318	
預金	利息	10	
預金	利息	892	
預金	利息	12	
預金	利息	403	
経常利益	利益		9,280

(単位：百万円)

科 目							金	額
特	別	利	益	処	分	益		7
特	固	定	資	産	分	損	7	
	別	損	産	失	分	失		196
	固	資	産	産	分	損	95	
	減	損	産	産	分	損	101	
税	引	前	当	期	純	利		9,091
法	人	住	民	税	及	益	2,035	
法	人	税	等	調	整	事	639	
法	人	税	等	等	合	業		
法	人	税	等	等	利	税		2,674
当	期	純	利	益	計	益		6,416

## (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	299,761	預 金	2,422,675
コールローン及び買入手形	5,488	譲 渡 性 預 金	141,578
買入金銭債権	6,868	コールマネー及び売渡手形	14,873
商品有価証券	369	債券貸借取引受入担保金	142,430
金銭の信託	987	借 用 金	48,461
有 価 証 券	1,039,379	外 国 為 替	39
貸 出 金	1,599,630	そ の 他 負 債	15,962
外 国 為 替	1,803	役 員 賞 与 引 当 金	20
そ の 他 資 産	23,584	退 職 給 付 に 係 る 負 債	8,115
有 形 固 定 資 産	20,822	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	22
建 物	7,945	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	573
土 地	10,867	偶 発 損 失 引 当 金	599
建 設 仮 勘 定	14	繰 延 税 金 負 債	11,485
その他の有形固定資産	1,994	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,661
無 形 固 定 資 産	1,530	支 払 承 諾	7,241
ソ フ ト ウ ェ ア	1,321	負 債 の 部 合 計	2,815,739
その他の無形固定資産	209	(純資産の部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,484	資 本 金	14,100
繰 延 税 金 資 産	154	資 本 剰 余 金	6,271
支 払 承 諾 見 返	7,241	利 益 剰 余 金	112,797
貸 倒 引 当 金	△17,143	自 己 株 式	△454
投 資 損 失 引 当 金	△0	株 主 資 本 合 計	132,715
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	38,549
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△210
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,096
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△2,920
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	38,515
		新 株 予 約 権	57
		非 支 配 株 主 持 分	5,934
		純 資 産 の 部 合 計	177,221
資 産 の 部 合 計	2,992,961	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,992,961

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		56,323
資金運用収益	31,491	
貸出金利息	19,085	
有価証券利息	11,685	
コールローン利息及び買入手形利息	524	
買預金の現引	0	
その他の受入利息	136	
役務の取引等収益	59	
その他の業務収益	6,789	
その他の経常収益	16,345	
貸倒引当金戻入益	1,697	
償却引債権取立益	149	
その他の経常収益	0	
	1,547	
経常費用		46,485
資金調達費用	3,128	
預渡金性預金利息	1,401	
コールマネー利息及び売渡手形利息	113	
債券貸借取引支払利息	134	
借入金の支払利息	187	
その他の支払利息	61	
役務の取引等費用	1,230	
その他の業務費用	2,353	
その他の経常費用	15,379	
その他の経常費用	24,123	
	1,501	
経常利益		9,837
特別利益		7
固定資産処分益	7	
特別損失		196
固定資産処分損失	95	
	101	
税金等調整前当期純利益		9,648
法人税、住民税及び事業税	2,262	
法人税等調整額	656	
法人税等合計		2,919
当期純利益		6,729
非支配株主に帰属する当期純利益		151
親会社株主に帰属する当期純利益		6,578

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 秋田銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根 津 昌 史	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 和 典	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒 木 賢 治	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋田銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 秋田銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根 津 昌 史	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 和 典	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	黒 木 賢 治	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秋田銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役と意思疎通および情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに関する監査の実施基準」に準拠し、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社 秋田銀行 監査役会

監査役（常勤）	佐藤隆夫	㊟
監査役（常勤）	大淵宏見	㊟
監査役	西村紀一郎	㊟
監査役	北嶋正	㊟

(注) 監査役 西村紀一郎および監査役 北嶋正は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

(以 上)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1 期末配当に関する事項

第113期の期末配当につきましては、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金3円50銭（前期末配当と比べ50銭増配）

総額638,741,859円

（注）中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金6円50銭となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月29日

#### 2 別途積立金の積立に関する事項

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	4,000,000,000円
-------	----------------

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	4,000,000,000円
---------	----------------

## 第2号議案 取締役11名選任の件

現任の取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

### 取 締 役 候 補 者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
1	みなと や たか お 湊 屋 隆 夫 (昭和26年9月25日) 再任	昭和50年4月 当銀行入行 平成9年6月 同 本店営業部次長兼外国為替課長 平成11年2月 同 仙台支店長 平成13年6月 同 取締役審査部長兼企業経営支援室長 平成17年6月 同 取締役執行役員営業本部長兼営業支援部長 平成19年6月 同 常務取締役 平成21年6月 同 代表取締役専務 平成23年6月 同 代表取締役専務営業本部長 平成25年6月 同 代表取締役頭取（現任）	33,402株
	<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>候補者は、営業店長を務めたのち、取締役に就任し、審査部長、営業本部長等の要職を歴任しました。豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成21年6月に代表取締役専務に就任、平成25年6月からは代表取締役頭取として、当行の経営を担っております。これまでの経験および知見に基づき、当行の経営管理および業務執行の最高責任者として、引き続き取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。</p>		
2	あら や あき ひろ 新 谷 明 弘 (昭和30年2月9日) 再任	昭和52年4月 当銀行入行 平成11年4月 同 人事部次長 平成14年3月 同 県庁支店長 平成17年6月 同 執行役員本店営業部長 平成19年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報室長 平成22年4月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報室長兼コンプライアンス統括部長 平成22年5月 同 常務取締役経営企画部長兼広報室長兼コンプライアンス統括部長 平成22年6月 同 常務取締役経営企画部長兼広報室長 平成23年6月 同 常務取締役事務本部長 平成25年6月 同 代表取締役専務（現任）	26,000株
	<p>《取締役候補者とした理由》</p> <p>候補者は、営業店長および本店営業部長を務めたのち、取締役に就任し、経営企画部長および経営管理、市場運用、証券国際部門の統括等の要職を歴任しました。豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成25年6月から代表取締役専務に就任し、経営を担っております。これまでの経験および知見に基づき、引き続き取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
3	東海林 利夫 (昭和30年1月5日) 再任	昭和52年4月 当銀行入行 平成12年3月 同 営業統括部次長 平成14年3月 同 横手支店長 平成17年6月 同 県庁支店長 平成19年6月 同 執行役員経営管理部長 平成21年6月 同 取締役執行役員経営管理部長 平成22年6月 同 取締役執行役員審査部長兼企業経営支援室長 平成23年6月 同 常務取締役 平成25年6月 同 常務取締役事務本部長 平成27年6月 同 専務取締役(現任)	18,000株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、複数の営業店長を務めたのち、取締役に就任し、経営管理部長、審査部長等の要職を歴任しました。豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成27年6月から専務取締役に就任、人事部門、市場運用部門等の統括として経営を担っております。これまでの経験および知見に基づき、引き続き取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。		
4	佐々木 利幸 (昭和34年5月16日) 再任	昭和57年4月 当銀行入行 平成12年3月 同 営業統括部部長代理 平成16年3月 同 秋田支店長 平成18年6月 同 郡山支店長 平成21年6月 同 東京支店長兼東京事務所長 平成23年6月 同 執行役員本店営業部長 平成25年6月 同 取締役執行役員本店営業部長 平成26年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR室長 平成27年6月 同 常務取締役事務本部長(現任)	17,000株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、複数の営業店長を務めたのち、平成25年6月に取締役に就任し、本店営業部長、経営企画部長等の要職を歴任しました。豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成27年6月から常務取締役に就任、事務部門、審査部門等の統括として経営を担っております。これまでの経験および知見に基づき、引き続き取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
5	たか だ まさ ゆき 高 田 眞 干 (昭和33年10月24日) 再任	昭和57年4月 当銀行入行 平成19年3月 同 牛島支店長 平成21年6月 同 郡山支店長 平成23年6月 同 東京支店長兼東京事務所長 平成24年6月 同 執行役員東京支店長兼東京事務所長 平成25年6月 同 執行役員地区統括役員(雄平地区) 平成26年6月 同 取締役執行役員営業副本部長 平成27年6月 同 常務取締役営業副本部長(現任)	17,000株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、複数の営業店長および市場運用の管理者を務めたのち、平成26年6月取締役に就任し、営業部門の統括等の要職を歴任しました。豊富な業務執行の経験と実績に基づき、平成27年6月から常務取締役に就任、営業部門の統括として経営を担っております。これまでの経験および知見に基づき、引き続き取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。		
6	く とう たか のり 工 藤 孝 徳 (昭和36年1月22日) 再任	昭和58年4月 当銀行入行 平成17年4月 同 経営企画部次長 平成18年4月 同 新潟支店長 平成20年6月 同 証券国際部長 平成22年6月 同 証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長 平成23年6月 同 執行役員経営企画部長兼広報CSR室長 平成25年6月 同 取締役執行役員営業副本部長兼地域サポート部長 平成26年6月 同 取締役執行役員審査部長兼企業経営支援室長(現任)	12,000株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、営業店長のほか、証券国際部長および経営企画部長等の要職を歴任しました。本部および営業店の業務に精通し、その優れた実績と経験に基づき平成25年6月に取締役に就任、地域サポート部長および審査部長を歴任するなど高いリーダーシップを発揮しております。これまでの経験および知見に基づき、引き続き取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
7	木村 ひとし (昭和34年5月15日) 再任	昭和57年4月 当銀行入行 平成16年7月 同 経営管理部部長代理 平成20年4月 同 ニツ井支店長 平成22年6月 同 横手支店長 平成24年6月 同 執行役員地区統括役員(雄平地区) 平成25年6月 同 執行役員大館支店長 平成26年7月 同 執行役員大館・比内エリア統括大館支店長 平成27年6月 同 取締役執行役員営業副本部長(現任)	7,000株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、複数の営業店長のほか、営業部門の地区統括等の要職を歴任しました。営業店および営業部門の管理者として、その優れた業績と経験に基づき平成27年6月に取締役に就任し、営業部門を統括する営業本部副本部長を務め高いリーダーシップを発揮しております。これまでの経験および知見に基づき、引き続き取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。		
8	半田 直樹 (昭和35年1月29日) 新任	昭和57年4月 当銀行入行 平成14年3月 同 本店営業部得意先課長 平成17年4月 同 釧路支店長 平成20年3月 同 能代駅前支店長 平成22年6月 同 審査部次長 平成23年6月 同 証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長 平成26年6月 同 執行役員本店・八橋エリア統括本店営業部長(現任)	13,100株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、複数の営業店長のほか、証券国際部長を務めるなど、営業店業務と証券・国際業務を中心とする本部業務に精通しております。平成26年6月に執行役員に就任し、現在は本店営業部長として高いリーダーシップを発揮しております。今後は、これまでの経験および知見に基づき、取締役としての業務を公正、的確かつ効率的に執行していくことが期待されるとともに、十分な社会的信用を有していることから、取締役として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
9	渡邊靖彦 (昭和14年5月12日) 再任 社外取締役候補者	昭和48年5月 秋田中央交通株式会社代表取締役社長（現任） 昭和54年6月 株式会社秋田中央観光社（現 秋田中央交通株式会社）代表取締役会長 昭和54年12月 当銀行監査役 平成7年8月 秋田商工会議所副会頭 平成13年6月 当銀行取締役（現任） 平成16年10月 秋田中央トランスポート株式会社代表取締役社長 平成16年11月 秋田商工会議所会頭 平成22年9月 秋田中央トランスポート株式会社代表取締役会長（現任） 平成26年1月 秋田商工会議所名誉会頭（現任）	366,552株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、平成13年から当行社外取締役を務められております。長年にわたり県内を代表する企業の代表取締役社長を務められ、また秋田商工会議所会頭の要職を歴任されております。その豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的、公正かつ中立的な立場からの意見を取締役に反映させることが期待されることから、社外取締役として選任をお願いするものです。		
10	豊口祐一 (昭和15年11月25日) 再任 社外取締役候補者 独立役員	昭和47年4月 弁護士登録 昭和48年8月 豊口法律事務所所長（現任） 昭和48年10月 秋田家裁・秋田簡裁調停委員 昭和62年7月 秋田県収用委員会会長 平成元年3月 秋田弁護士会会長 平成元年4月 日本弁護士連合会理事 平成元年5月 東北弁護士連合会副会長 平成17年6月 当銀行監査役 平成26年6月 当銀行取締役（現任）	15,000株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、平成26年から当行社外取締役を務められております。秋田県収用委員会会長、秋田弁護士会会長等の要職を歴任されるなど、弁護士としての専門的な知識と経験にとどまらず、幅広い見識を有しておられます。これまでの経験とその幅広い見識に基づき、独立した立場から客観的、公正かつ中立的な意見を取締役に反映させることが期待されることから、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同候補者は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
11	もろ へし まさ ひろ 諸 橋 正 弘 (昭和22年4月22日) 再任 社外取締役候補者 独立役員	昭和57年9月 秋田酒類製造株式会社入社 平成8年9月 同 常務取締役営業部長 平成13年8月 同 代表取締役社長 平成24年8月 同 非常勤取締役(現任) 平成27年6月 当銀行取締役(現任)	39,000株
	《取締役候補者とした理由》 候補者は、平成27年6月から当行社外取締役を務められております。長年にわたり県内を代表する企業の代表取締役社長を務められ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。その豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から客観的、公正かつ中立的な意見を取締役会に反映させることが期待されることから、社外取締役として選任をお願いするものです。		

- (注) 1. 渡邊靖彦氏は、秋田中央交通株式会社の代表取締役であり、同社と当行との間には通常の金融取引があります。その他の取締役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊靖彦氏、豊口祐一氏および諸橋正弘氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- (1) 渡邊靖彦氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって15年となります。
  - (2) 豊口祐一氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
  - (3) 諸橋正弘氏は現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。
- 社外取締役候補者の渡邊靖彦氏、豊口祐一氏および諸橋正弘氏は、当行との間で責任限定契約を締結しており、再任された場合は同様の契約を継続する予定であります。
- 当行と社外取締役との間の責任限定契約の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度とする。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 取締役候補者の当行における地位および担当につきましては、15頁も併せてご覧ください。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

現任の監査役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

#### 監 査 役 候 補 者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
1	おの ぶち ひろ み 大 淵 宏 見 (昭和32年2月3日) 再任	昭和54年4月 当銀行入行 平成11年6月 同 秘書室長 平成14年3月 同 河原町支店長 平成17年6月 同 横手支店長 平成19年4月 同 本荘支店長 平成22年6月 同 執行役員県庁支店長 平成24年6月 同 取締役執行役員経営管理部長 平成26年6月 同 監査役（現任）	27,400株
	<p>《監査役候補者とした理由》</p> <p>候補者は、複数の営業店長を務め、長年にわたる銀行業務の執行を通して銀行業務に精通しているほか、平成24年6月からは取締役執行役員として経営管理部長を務めるなど、取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしてきました。平成26年6月に監査役に就任し、これまでの業務経験および専門知識を監査活動に活かしております。引き続き、当行の監査・監督を公正かつ的確に遂行していくことが期待されることから、監査役として選任をお願いするものです。</p>		
2	おの の ひで と 小 野 秀 人 (昭和34年3月26日) 新任	昭和57年4月 当銀行入行 平成12年4月 同 人事部部長代理 平成16年4月 同 福島支店長 平成18年6月 同 土崎エリア統括土崎支店長 平成21年6月 同 仙台支店長 平成23年6月 同 執行役員事務統括部長 平成25年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR室長 平成26年6月 同 取締役執行役員経営管理部長（現任）	20,000株
	<p>《監査役候補者とした理由》</p> <p>候補者は、複数の営業店長のほか、事務統括部長の要職を歴任しました。平成25年6月からは取締役執行役員として、経営企画部長および経営管理部長を務めるなど、取締役として業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。今後は、これまでの業務経験および専門知識を監査活動に活かし、当行の監査・監督を公正かつ的確に遂行していくことが期待されることから、監査役として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当銀行の株式の数
3	にしむら きいちろう 西村紀一郎 (昭和15年11月21日) 再任 社外監査役候補者	昭和38年4月 出光興産株式会社入社 昭和41年1月 株式会社山二入社 平成元年4月 同 代表取締役社長 (現任) 平成9年2月 山二施設工業株式会社代表取締役 (現任) 平成18年5月 山二建設資材株式会社代表取締役 (現任) 平成24年6月 当銀行監査役 (現任)	4,815株
		《監査役候補者とした理由》 候補者は、平成24年6月から当行社外監査役を務められております。長年にわたり県内を代表する企業の経営者として、豊富な経験と企業経営に対する幅広い見識を有しておられます。その企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、公正かつ確かな意見を当行取締役会および監査役会へ反映させていくことが期待されることから、社外監査役として選任をお願いするものです。	
4	きたじま まさし 北嶋正 (昭和23年1月2日) 再任 社外監査役候補者	昭和49年10月 株式会社彌高会館 (現 株式会社イヤタカ) 設立に参画 平成2年3月 株式会社イヤタカ代表取締役社長 (現任) 平成10年3月 株式会社プロデュース・プロ代表取締役 平成26年3月 株式会社プロデュース・プロ代表取締役会長 (現任) 平成26年6月 当銀行監査役 (現任)	16,502株
		《監査役候補者とした理由》 候補者は、平成26年6月から当行社外監査役を務められております。長年にわたり県内を代表する企業の経営者として、豊富な経験と企業経営に対する幅広い見識を有しておられます。その企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、公正かつ確かな意見を当行取締役会および監査役会へ反映させていくことが期待されることから、社外監査役として選任をお願いするものです。	

- (注) 1. 西村紀一郎氏は、株式会社山二、山二施設工業株式会社および山二建設資材株式会社の代表取締役であり、各社および同氏と当行との間には通常の金融取引があります。北嶋正氏は、株式会社イヤタカおよび株式会社プロデュース・プロの代表取締役であり、各社と当行との間には通常の金融取引があります。その他の監査役候補者と当行との間に、特別の利害関係はありません。
2. 西村紀一郎および北嶋正の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
- (1) 西村紀一郎氏は、現任の社外監査役であり、同氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
- (2) 北嶋正氏は、現任の社外監査役であり、同氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 社外監査役候補者との責任限定契約について
- 当行は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。
- 社外監査役候補者の西村紀一郎氏および北嶋正氏は、当行との間で責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は同様の契約を継続する予定であります。
- 当行と社外監査役との間の責任限定契約の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度とする。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 監査役候補者の当行における地位および担当につきましては、15頁も併せてご覧ください。

(以 上)

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1 インターネットによる議決権行使について

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によってはご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月27日（月曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2 インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

(1) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

**<インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ>**

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（フリーダイヤル）

受付時間 9：00～21：00

(以 上)

## 株主総会会場ご案内略図

会 場 秋田市山王三丁目2番1号  
秋田銀行本店10階大会議室

電 話 (018) 863-1212 (代表)

